

総社市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 5 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市規則第 2 2 号

総社市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

総社市生活保護法施行細則（平成 1 9 年総社市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）を当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改 正 後	改 正 前
（備付書類） 第 2 条 総社市社会福祉事務所長（以下「所長」という。）は、被保護者につき、次に掲げる書類を作成し、常に、その記載事項について整理しておかなければならない。 （1）～（3）略 （4）ケース記録票 2 略 <u>様式第 1 号（第 2 条関係）</u> （別紙のとおり） <u>様式第 3 号（第 2 条関係）</u> （別紙のとおり） <u>様式第 4 号</u> 削除	（備付書類） 第 2 条 総社市社会福祉事務所長（以下「所長」という。）は、被保護者につき、次に掲げる書類を作成し、常に、その記載事項について整理しておかなければならない。 （1）～（3）略 （4）ケース記録票 <u>（様式第 4 号）</u> 2 略 <u>様式第 1 号（第 2 条関係）</u> 略 <u>様式第 3 号（第 2 条関係）</u> 略 <u>様式第 4 号（第 2 条関係）</u> 略

改 正 後	改 正 前
<u>様式第 9 号（第 3 条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第 9 号（第 3 条関係）</u> 略
<u>様式第 1 5 号（第 4 条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第 1 5 号（第 4 条関係）</u> 略
<u>様式第 1 8 号（第 5 条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第 1 8 号（第 5 条関係）</u> 略
<u>様式第 1 9 号（第 5 条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第 1 9 号（第 5 条関係）</u> 略
<u>様式第 2 0 号（第 5 条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第 2 0 号（第 5 条関係）</u> 略
<u>様式第 2 1 号（第 6 条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第 2 1 号（第 6 条関係）</u> 略
<u>様式第 2 2 号（第 6 条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第 2 2 号（第 6 条関係）</u> 略
<u>様式第 2 3 号（第 7 条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第 2 3 号（第 7 条関係）</u> 略
<u>様式第 2 4 号（第 8 条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第 2 4 号（第 8 条関係）</u> 略
<u>様式第 2 5 号（第 9 条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第 2 5 号（第 9 条関係）</u> 略

附 則

この規則は、令和 7 年 7 月 1 4 日から施行する。

面 接 記 録 票

[illegible]

面 接 場 所 等							
面 接 日 時				面 接 員 1			
受 付 番 号				面 接 員 2			
要 保 護 者	住 所						
	氏 名			電 話 番 号			
来 訪 者	住 所						
	氏 名			電 話 番 号			
	関 係						
世 帯 構 成		続 柄	氏 名	性 別	生 年 月 日	年 齢	備 考
保 護 歴	☐ 有 ☐ 無 前回廃止時から期間： （前回廃止年月： ）						
急 迫 状 態 の 判 断	預 貯 金 ・ 現 金 等 の 保 有 状 況						
	ラ イ フ ラ イ ン の 停 止 ・ 滞 納 状 況						
	国 民 健 康 保 険 等 の 滞 納 状 況						
	家 賃 の 滞 納 状 況						
相 談 理 由	----- 						

面 接 内 容

[illegible]

他 法	年金	(加入・受給中)						
	区 分							
	月 額	円		円	円	円	円	円
	区 分							
	月 額	円		円	円	円	円	円
	手当	(手続・受給中)						
	種 類							
	月 額	円		円	円	円	円	円
	種 類							
	月 額	円		円	円	円	円	円
医療保険		国 保 ・ 後期高齢 ・ 社会保険 ・ その他 ()						
その他 ()				介護保険・障害者手帳・自立支援医療				
住 居	自家・借家・借間・同居・借地・公営・他				家賃・間代 円		地代 円	
資 産								
負 債								
扶 養 義 務 者	氏 名		住 所				電 話 番 号	
制度の説明 実施 (保 護 の し お り 等 : 配 布 ・ 未配布) ・ 未実施								
供覧・決裁								
面 接 の 結 果								
交付書類 ☐ 保護申請書 ☐ 収入申告書 ☐ 資産申告書 ☐ 同意書 ☐ 確認書 ☐ 家賃・間代・地代証明書 ☐ 給与証明書 ☐ 求職活動状況報告書 ☐ 葬祭扶助申請書 ☐ その他								
申 請 意 思		有 ・ 無						
面 接 員 の 所 見								
	緊急処理の必要性 ☐ 有 ☐ 無							

保 護 決 定 調 書																
地 区 名		ケ ー ス 番 号		世 帯 主 名				支 払 方 法		異 動 内 容			適 用 年 月 日			
申 請 受 理 簿				番 号 登 載 簿				金 品 支 給 台 帳				統 計 資 料		医 療		
起 案 年 月 日						決 裁 年 月 日						発 送 年 月 日				
決 裁																
保 護 決 定 伺 調 書 の と お り 決 定 し 例 文 に よ り 通 知 し て よ い で し ょ う か 。																
開 廃 等 の 理 由 ・ 通 知 案																
最 低 生 活 費 認 定 欄																
N0	名 前	性 別	年 齢	基 準 生 活 級 地 冬			第 一 類 費	加 算		加 算 額 計	学 年	基 準 額 (学 級 費 含)	授 業 料	給 食 費	通 学 費	給 付 金
生 活 基 準 (調 整 額)		加 算 額 計		二 類 居 宅 (調 整 額)		二 類 別 居 (調 整 額)		冬 季 居 宅 (調 整 額)		冬 季 別 居 (調 整 額)		期 末 居 宅 期 末 別 居		生 活 費 計		
加 算 (再 掲)																
												介 護 保 険 特 例		母 子 経 過		児 童 経 過
収 入 充 当 内 訳 欄																
N0	名 前	収 入 金 額 (1)	収 入 金 額 (2)	収 入 金 額 (3)	収 入 金 額 (4)	収 入 金 額 (5)	手 持 金	20 未 満	新 規	実 費 控 除	特 別 徴 収 額	基 礎 控 除	他 控 除	認 定 額		
扶 助 額 決 定 欄																
種 類	最 低 生 活 費	収 入 充 当 額		扶 助 額												
生 活						一 時 扶 助 内 訳 (再 掲)		生 活	住 宅	教 育	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭	
住 宅																
教 育																
生 業																
合 計																
一 時																
種 類	生 活	住 宅	教 育	生 業	一 時	合 計	本 人 支 払	収 入 充 当 合 計		本 人 支 払 充 当				事 務 費 追 給		
月 分 支 給 額																
月 分 支 給 額																
月 分 支 給 額																

第 号
年 月 日

様

総社市社会福祉事務所長 印

要保護者転出通知書

当事務所において，生活保護法による保護を実施しておりました下記の者が，当管内から転出しましたので，通知いたします。

記

1 転出者

氏 名		本籍地	
転出先		前住地	
転出年月日		その他	

2 保護の種類及び程度

種類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	生業扶助	一時扶助	計	備 考
程度							

3 保護適用期間

年 月 日 ～

4 世帯の状況

番 号	氏 名	続 柄	性 別	年 齢	備 考

5 生活歴その他参考事項

給 与 証 明 書

年 月 日

総社市社会福祉事務所長 様

住 所

事業所（雇主）

電話番号

次のとおり証明します。

氏 名		職 職 名 務 及 内 容			
居住地					
給 与 額	基 本 給	円	控 除 額	所 得 税	円
	日 給 （ 日 分 ）			健 康 保 険 料	
	家 族 手 当			厚 生 年 金 保 険 料	
	地 域 手 当			失 業 保 険 料	
	手当				
		小 計（イ）			
差 引 支 給 額（イ）－（ロ）			摘 要		
前2月の 手 取 額	月分				
	月分				
(備考) 事実と違ったことを証明した場合には、生活保護法第85条の規定によって処罰されることがありますから注意してください。					

年 月 日

様

総社市社会福祉事務所長 印

決 定 通 知 書

記

1. 保護の決定内容・認定年月日・決定した理由

決定内容	認定年月日	決定した理由

2. あなたの最低生活費及び保護の程度（今回決定した額）

種類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	扶助	扶助	合計（a）
最低生活費	円	円	円	円	円	円
収入充当額	円	円	円	円	円	円
決定した額	円	円	円	円	円	円
一時扶助（b）						合計 （c=a+b）
種類						
金額	円	円	円	円		
支給区分						
cの金額のうち別途送金額 （福祉事務所から関係機関へ代理納付した金額、または、法第78条の2に基づく費用徴収額）						費用徴収額
		円	円	円	円	円
あなたが支払う金額 ※医療機関へ支払う場合は、10円未満切り捨てとなります						
本人支払額		円				

3. 支給日、支給方法、実際に支払われる金額及び返還額

支給日	支給方法	実際に支払われる金額	返還額
		円	円

4. 備考

備考

（教示）

問い合わせ先
担当員

年 月 日

様

総社市社会福祉事務所長 

保 護 申 請 却 下 通 知 書

年 月 日付で申請された生活保護法による保護については、下記の理由で却下します。

（教示）

記

1 却 下 の 理 由

2 こ の 通 知 が 申 請 後 1 4 日 を 経 過 し た 事 由

問い合わせ先

担当員

年 月 日

様

総社市社会福祉事務所長



保護廃止（停止）決定通知書

生活保護法による生活保護の について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 停止する期間
- 2 廃止する時期
- 3 理 由
- 年 月 日
- 年 月 日
- 年 月 日

（教示）

問い合わせ先

担当員

年 月 日 交付

検 診 命 令 書

様

総社市社会福祉事務所長

印

下記により検査を受けて下さい。

1 検診を受ける日時 年 月 日 時 分

2 検診を受ける場所

3 検診を行う医療機関の名称

住所

担当医師等氏名

4 検診理由

5 備 考

（注意）

- 1 検診を受けるときは、この書類を持参して下さい。
- 2 この検診命令は、生活保護法第28条第1項の規定にもとづくものです。
- 3 この検診命令を受けないと、同条第5項の規定により、あなたの保護申請が却下され、またはあなたに対する保護が変更、停止若しくは廃止される場合があります。
- 4 この検診命令について疑問がある場合には、福祉事務所に相談して下さい。

問い合わせ先

担当員

検 診 書

検査を受ける者の
居住地及び氏名

年 月 日

医療機関の所在地及び名称

院 （所） 長

担当医師

上記の者に対する検診結果は下記のとおりであります。

1 傷病名

2 病 状

3 診療の要否、診療の方法等に関する意見

※地区担当員

記事

※福祉事務所

嘱託医意見

（注 意）

この検診書は、福祉事務所長あて直接送付して下さい。

問い合わせ先

担当員

年 月 日

様

総社市社会福祉事務所長 印

生活保護法第29条の規定に基づく調査について（依頼）

保護の決定若しくは実施又は生活保護法（以下「法」という。）第77条若しくは第78条の規定の
施行のために必要がありますので、法第29条の規定に基づき、下記の事項について照会します。
なお、当事務所において、入手した資料については、情報の秘密の保護に万全を期していますの
で念のため申し添えます。

回答期限年月日
調査対象者

住 所

旧住所 1

旧住所 2

旧住所 3

旧住所 4

旧住所 5

氏 名 カ ナ 旧 姓 旧 姓 カ ナ 性別 生年月日

調査事項

現在

問い合わせ先

担当員

年 月 日

様

総社市社会福祉事務所長



生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務について（照会）

あなたの にあたる さんは生活保護法による保護を申請して（受けて）
いますが、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われる
ものとされております。

あなたは、民法に定められた扶養義務者か、そうなる可能性が高い方にあたることから、保護の
決定実施上必要がありますので、あなたからどの程度扶養できるかについて、別紙扶養届出書により
年 月 日 までにご回答下さい。

要（被）保護者

(特記事項)

問い合わせ先

担当員

第 号
年 月 日

救護施設
様

総社市社会福祉事務所長 印

要保護者の入所依頼について

生活保護法第30条第1項の規定により，下記の者を貴施設に入所させたく依頼します。

記

要保護者氏名					
生年月日	年 月 日			性別	男・女
本人に関する事項					
世帯主氏名		続柄		職業	
住所					
その他					